

愛知県緊急維持修繕工事等契約約款

令和7年4月1日一部改正

(総則)

第1条 甲及び乙は、愛知県公共土木施設防災安全協定書（以下「協定書」という。）に掲げる緊急維持修繕工事等（以下「工事等」という。）について、協定書に定める事項のほか、この約款、発注通知書及び愛知県土木工事標準仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、履行しなければならない。

(工事等の実施)

第2条 乙は、甲から発注通知書により発注の通知を受けたときは、直ちに工事等に着手しなければならない。

2 この約款、発注通知書及び仕様書に特別の定めがある場合を除き、仮設、工法等工事目的物の完成及び緊急に対応をするために必要な手段については、乙が定めることができる。

(関連工事の調整)

第3条 甲は、乙の実施する工事等及び甲の発注に係る第三者の実施する他の工事等が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その実施につき、調整を行うものとする。この場合乙は、甲の調整に従い、第三者の行う工事等の円滑な実施に協力しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 乙は、工事目的物、工事現場に搬入した検査済みの工事材料又は発注通知書に定める工事仮設物（以下「工事仮設物」という。）を第三者に譲渡し、貸与し又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(下請負の制限)

第5条 乙は、工事等の全部又は一部を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

(特許権等の使用)

第6条 乙は、特許権その他第三者の権利の対象となっている実施方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその実施方法を指定した場合において、発注通知書に特許権その他第三者の権利の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第7条 甲は、この約款の他の条項に定めるもののほか、乙又は乙の現場責任者に工事等の実施について必要な指示をするため監督員を定めたときは、その氏名を乙に通知

しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 前項の指示のうち、重要なものについては、原則として、書面によらなければならない。

(現場責任者及び主任技術者)

第8条 乙は、発注の通知を受けたときは建設工事に該当する工種を含む工事については現場責任者及び主任技術者を、建設工事に該当しない工事等については現場責任者を定め、ただちに書面をもってその氏名を甲に通知しなければならない。これらを変更したときも同様とする。

- 2 乙又は現場責任者は、工事現場の取締り及び工事等に関する一切の事項を処理しなければならない。

- 3 現場責任者と主任技術者は、これを兼ねることができる。

(工事材料の品質及び検査等)

第9条 工事材料の品質が発注通知書に明示されていないときは、中等の品質のものを使用するものとする。

- 2 乙は、発注通知書において監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。

- 3 監督員は、乙から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

- 4 第2項の検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。

- 5 乙は、工事現場内に搬入した検査済みの工事材料を監督員の承諾を得ないで工事現場外に搬出してはならない。

- 6 乙は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、遅滞なく工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会及び工事記録の整備等)

第10条 乙は、発注通知書において監督員の立会のうえ調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会を受けて調合し、又は当該検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 乙は、発注通知書において監督員の立会のうえ実施するものと指定された工事等については、当該立会を受けて実施しなければならない。

- 3 乙は、前2項の規定により必要とされる監督員の立会又は見本検査を受けるほか、見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定された工事材料の調合又は工事等の実施をするときは、当該記録を整備し、監督員の要求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。

- 4 監督員は、乙から第1項又は第2項の立会又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

(支給材料)

第11条 甲から乙へ支給する工事材料（以下「支給材料」という。）の品名、数量、品質及び規格は、発注通知書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料を乙の立会のもとに検査して引渡しをするものとし、乙は、引渡しを受けたときは、遅滞なく甲に受領書を提出しなければならない。

- 3 乙は、支給材料を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 4 甲は、必要があるときは、支給材料の品名、数量、規格等を変更することができる。
- 5 乙は、工事等の完成、工事等の内容の変更等によって不用となった支給材料があるときは、甲に返還しなければならない。
- 6 乙は、自己の故意又は過失により支給材料が滅失し、き損し又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め又は損害を賠償しなければならない。

(発注通知書と不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

第 12 条 乙は、工事等の実施が発注通知書に適合しない場合において、甲がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。

- 2 甲は、乙が第 9 条第 2 項若しくは第 10 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合又は工事等の実施が発注通知書に適合しないと認められる場合において、必要があると認められるときは、工事等の実施部分を破壊して検査することができる。この場合当該検査及び復旧に要する費用は、乙の負担とする。

(条件の変更等)

第 13 条 乙は、工事等の実施にあたり、発注通知書と工事等の現場の状況とが一致しないとき、発注通知書に誤謬若しくは脱漏があるとき又は地盤等につき予期することのできない状態が発見されたときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく調査を行い、乙に指示しなければならない。
- 3 前項の場合において、工事等の内容のほか、工期又は履行期間（以下「工期等」という。）を変更する必要があるときは、甲乙協議して定める。

(工事等の変更、中止等)

第 14 条 甲は、必要があるときは、工事等の内容を変更し、又は工事等の実施を一時中止し若しくは打ち切ることができる。この場合工期等を変更する必要があるときは、甲乙協議して定める。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議して定める。

(乙の請求による工期等の延長)

第 15 条 乙は、天災、地変等やむを得ない理由により工期等内に工事等を完了することができないときは、甲に対し遅滞なくその理由を付した書面をもって工期等の延長を求めることができる。延長日数は、甲乙協議して定める。

(臨機の措置)

第 16 条 乙は、災害防止等のため必要があるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ甲の意見をきかなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、乙は、そのとった措置の内容を直ちに甲に通知しなければならない。
- 3 甲は、災害防止その他工事等の実施上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。この場合甲の負担額は、甲乙協議して定める。

(一般的損害)

第17条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事等の実施に関して生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第18条 工事等の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を補償しなければならない。ただし、その損害のうち工事等の実施につき乙が善良な管理者の注意を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

- 2 前項に定めるもののほか、工事等の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものは、甲が負担する。

(天災その他不可抗力による損害)

第19条 天災その他の不可抗力によって出来形部分及び工事仮設物に損害を生じたときは、乙は、遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害の状況を確認しなければならない。
- 3 前項の損害額は、甲乙協議してこれを定める。

- 4 前項の損害額のうち、乙が善良な管理者の注意を怠ったことに基づくものと認められるもの及び火災保険その他の保険等によりてん補されるものを除いた額が請負代金額の100分の1を超えるときは、その超える部分については、甲が負担する。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事と甲が認める工事における損害については、乙が善良な管理者の注意を怠ったことに基づくものと認められるもの及び火災保険その他の保険等によりてん補されるものを除いた額を甲が負担するものとする。

(検査及び引渡し)

第20条 乙は、工事等が完了したときは、完了届、工事等内訳書(工種、名称、規格、数量、歩掛根拠等明細が確認できるもの。)及び工事等写真を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の完了届等を受理したときは、10日以内に工事等の完了を確認するための検査を行い、その結果を乙に通知しなければならない。
- 3 甲は、前項の検査によって工事等の完了を確認した日をもって完成を確認したものとし、工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 4 乙は、工事等が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補又は履行して甲の検査を受けなければならない。この場合、修補又は履行の完了を工事等の完了とみなして前二項の規定を適用する。
- 5 甲は、第2項及び前項の検査にあたり必要があると認めるときは、乙に設備させ、又はみずから破壊検査、分解検査若しくは試験をすることができる。この場合に要す

る費用は、乙の負担とする。

(請負代金額)

第 21 条 請負代金額は、前条第 1 項の工事等内訳書について、甲と乙とが協議し、その内容（数量、歩掛）を確定させた後、甲の算定した金額をもって決定するものとする。

2 乙は、前条第 2 項の検査に合格し、かつ、前項によって請負代金額が決定したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、30 日以内に請負代金を支払わなければならない。

4 前項の支払いを遅延したときは、甲は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条の規定に基づいて、年 2.5 パーセントの割合で算出した遅延利息を乙に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第 22 条 甲は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの又は履行の内容が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しなど履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第 22 条の 2 甲は、引き渡された工事目的物に関し、第 20 条第 3 項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、甲が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、乙は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 3 この工事等に関し前2項以外にあっては、第20条第2項に規定する検査に合格した日から1年以内でなければ、請求等を行うことができない。
- 4 前3項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 5 甲が第1項から第3項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第8項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 6 甲は、第1項から第3項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 7 前各項の規定は、契約不適合が乙又は下請負人の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
- 8 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 9 甲は、第20条第2項に規定する検査の際又は工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項又は第3項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙又は下請負人がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指図により生じたものであるとき又はこの工事等の契約不適合が発注通知書の記載内容、監督員の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその材料又は発注通知書又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。（履行遅滞の損害金）

第23条 乙は、その責に帰すべき理由により工期等内に工事等を完了することができないときは、遅滞なく理由を付した書面をもって甲に申し出なければならない。

2 前項の場合において、甲は、工期等経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めたときは、乙に損害金を請求することができる。

3 前項の場合において、損害金の額は甲乙協議して定める。

（甲の解除権）

第24条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

(1) その責に帰すべき理由により工期等内又は工期等経過後相当の期間内に工事等を完了する見込みが明らかでないときと認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに、工事等に着手すべき時期を過ぎても工事等に着手しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 第26条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 前項の解除をする場合において、乙が同項第1号から第3号に該当するときは、甲はあらかじめ相当の期間を定めてその履行の催告をしなければならない。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この契約を解除することができない。

3 甲は、第1項によりこの契約を解除したときに実施中の工事等がある場合は、工事等の出来形部分を検査のうえ当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を乙に支払わなければならない。

4 乙は、第1項によりこの契約が解除されたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

第25条 甲は、工事等が完成しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

3 甲は、第1項によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議して定める。

(乙の解除権)

第26条 乙は、第14条第1項による工事等の実施の中止期間が一か月を超えたときは、直ちにこの契約を解除することができる。

2 第24条第3項及び前条第3項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

(解除の通知)

第27条 甲又は乙は前3条によりこの契約を解除するときは、遅滞なくその旨を甲又は乙に通知しなければならない。

(解除に伴う措置)

第28条 この契約が解除されたときは、乙は、次項以下に定める措置をとらなければならない。

2 第11条の規定による支給材料があるときは、工事等の出来形として検査に合格した部分に使用されているものを除き、これを甲に返還しなければならない。

3 工事現場内にその所有に属する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件があるときは、これを工事現場外に搬出するとともに工事現場を甲に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、乙が正当な理由がないのに、一定の期間内に物件を撤去しないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分する等必要な措置をとることができる。この場合においては、乙は、甲のこれに要した費用を負担しなければならない。

5 第2項及び第3項により乙のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第24条による甲の解除権の行使であるときは甲が定め、第25条による甲の解除権の行使であるとき又は第26条による乙の解除権の行使であるときは、甲乙協議

して定める。

(火災保険等)

第 29 条 乙は、発注通知書で定めたときは、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下同じ。）等を火災保険その他の保険に付さなければならない。

2 乙は、前項の保険契約を締結したときは、その証券を遅滞なく甲に提示しなければならない。

3 乙は、工事目的物及び工事材料等を、第 1 項の保険以外の保険に付したときは、遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。

(紛争の処理)

第 30 条 この契約に関し、甲乙間に紛争が生じたときは、建設業法による建設工事紛争審査会のあっせん、調停又は仲裁によりその解決を図ることができる。

(補則)

第 31 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。